

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

本市中学校給食では、令和3年度から選択制のデリバリー方式による給食を実施していますが、8年度から全員制へと変更します。これに伴い、保護者の給食費の納付方法等に変更が生じることから、所要の改正を行います。

2 改正概要

(1) 納付期限の変更（第5条第1項）

中学校給食費の納付は、小学校給食費と同様に口座振替による事後払い（年10回）となります。これに伴い、第5条第1項の規定を改めます。

（8年度からの給食費の納付期限）

給食実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	5月	6月	7月	8月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	

(2) 納付額の算出方法の変更（第5条第2項）

選択制から全員制になることに伴い、各納付期限の属する月における学校給食の提供予定日数に応じた額を納付額とします。

(3) 納付期限の特例（第5条第3項）

小学校給食費と同様に、納付期限の特例の規定を設けます。

3 施行日

令和8年4月1日